

市公式LINEを開設しました！

⑩1007361



▲【画像上】ラインのトーク画面
【画像下】市公式ラインロゴマーク

市民

サービスの利便性向上を目的として、市公式LINEを開設しています。

市公式LINEではAI総合案内サービスとトーク画面から利用可能となると同時に、トーク画面下部のメニューを活用することで、田原市HP、休日・夜間救急、施設予約などが常に確認できます。

この他、トーク機能を活用し、市が主催するイベント情報や災害情報なども配信していきます。

市の情報があなたの手元までやってくる市公式LINE、ぜひ登録してください。

使用方法

スマートフォンやタブレットにラインアプリをダウンロードし、「@tahara_city」または「田原市」で検索するかQRコードをスクリーンしてください。



▲市公式ラインQRコード

▼広報秘書課 ☎22-0138

アカウント名

田原市 (@tahara_city)



パブリックコメント 意見募集！

⑩1007085

▶意見募集期間=1月12日(火)~2月10日(水)

◆田原市高齢者福祉計画(第9次老人福祉計画)案

老人福祉法に基づき、高齢者福祉の分野において、市の目指すべき方向性と、市民や事業者、行政のそれぞれの役割を定めるものです。

担当課▶高齢福祉課 ☎23-4654 FAX 23-3545 ✉koureifukushi@city.tahara.aichi.jp

◆第4期田原市障害者計画(第6期田原市障害福祉計画・第2期田原市障害児福祉計画)案

障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障害福祉サービスの見込量や必要なサービス基盤整備の数値目標を定めるものです。

担当課▶地域福祉課 ☎23-3697 FAX 23-3545 ✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

◆田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市の教育・文化・スポーツなどの振興に関する施策の基本となる理念、目指す人づくり、重視する考え方などについて定めるものです。

担当課▶教育総務課 ☎23-3530 FAX 22-3811 ✉kyoikusomu@city.tahara.aichi.jp

◆意見提出方法

①公表場所へ持参 ②郵便 ③FAX ④Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号を明記の上提出してください。(個々のご意見には直接回答しません。)

◆計画案の公表場所

各担当課、市役所南庁舎1階ロビー、赤羽根市民センター、渥美支所地域課、中央図書館、市HP